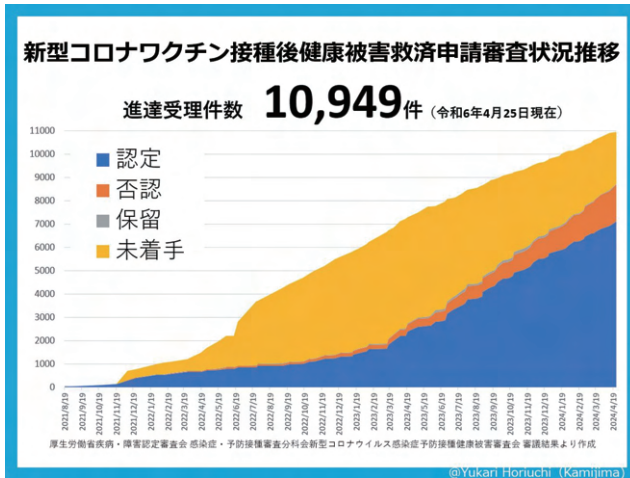


## ■ ワクチン接種が推奨された影にある、被害の実態

新型コロナワクチンを接種したことでとても多くの方が健康被害を受けています。

このことは厚生労働省も認めており、「予防接種健康被害救済制度」の認定を受けている方は以下の通りです。

厚生労働省 予防接種 健康被害 認定者数 (2024/4/25 現在)



これらはマスメディアでは全く報じられないため、殆どの方がご存じないでしょうが、新型コロナワクチンは、これまで「薬害」とされてきた各ワクチンに比べて、その被害は何倍にも膨れ上がり、深刻な広がりを見せています。

さらに、健康被害に苦しむ方、あるいはお亡くなりの方のご遺族でも、その理由を「ワクチン接種による」と疑いも持たない方が多いでしょうから、実際にはこのグラフの何倍の方が苦しんでおられるかわかりません。

国は国民にこのワクチンの危険性を伝えるべきであり、ワクチン接種を直ちに中止し、被害実態を検証すべきです。

過去45年間の 予防接種健康被害認定者数との比較	
過去45年間の 全てのワクチン (厚生労働省発表)	新型コロナワクチン (2024年4月25日現在)
認定件数	3,522 <b>7,117</b>
死亡一時金 うち 葬祭料 に関する 認定件数	151 <b>561</b>

(進達受理件数: 1,321件)

厚生労働省予防接種健康被害認定者数 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/6.html) より作成

臨床薬学博士 堀内有加里氏のサイトより

## ■ 予防接種健康被害救済制度（新型コロナワクチンの場合）

新型コロナワクチンについての「予防接種健康被害救済制度」の抜粋です。

厚生労働省より「健康被害が該当の原因による」と認定を受けた場合に適用されます。

しかし当然、医師による診断書などが必要となりますが、数多い書類を用意して救済制度への申請を行うことはかなりハードルが高く、診ていただいた医師あるいは医療機関が、該当のワクチンによる健康被害と認めないケースが圧倒的に多いとのこと。

また、申請ができたとしても厚生労働省が審査を開始するまでに非常に長い時間がかかっています。

さらに、一人暮らしの方が亡くなった場合には死亡一時金が支給されないという制度の抜本的な問題も浮き彫りになりました。

### 厚生労働省 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

- ・死亡一時金 : 46,700,000 円  
(時期により 42,200,000 円の場合も)
- ・葬祭料 : 215,000 円
- ・医療手当 (月) : 36,900 円～ 38,900 円



## ■ 原告団の青山雅幸弁護士

国民はワクチンの接種について自分自身で決めるための情報を与えられないまま接種を決め、ある方は長引く後遺症に悩まされ、ある方は数日のうちに突然の死を迎えたのです。

「国がこの3年間続けてきた進型コロナウイルスワクチン接種に関する国民に対する数々の不正義を正す」というのが今回の集団訴訟の目的です。



青山雅幸弁護士

## ■ NPO 法人 駆け込み寺 2020

http://567kyusai.com

本件に関わるご相談はこちらへお願いします。

